

千代田区長
石川 雅己 様

2008年3月11日

千代田区職員労働組合
執行委員長 加藤 哲夫

派遣職員受け入れに関する要求書

2008年度から、全庁的に派遣職員を受け入れることになったことから、以下の要求を行いますので、ご回答ください。

記

- 1、労働者派遣法の原則に従い、派遣職員の導入について、やむを得ない場合を除いて、正規職員から派遣職員の置き換えとしないことを明確に表明すること。
- 2、「人材派遣活用基本方針」の見直しにあたっては、その都度区職労と事前協議を行い実施すること。
- 3、「人材派遣活用基本方針」にある「正規職員の代替業務」については、その都度区職労と事前協議を行い実施すること。なお、「他のアウトソーシング手法への移行準備対応業務」については、派遣活用を行わないこと。
- 4、業務の派遣期間は、3年以内とすること。派遣期間の見直しにあたっては、直接雇用の問題も含めて区職労と協議すること。
- 5、派遣元については、この間の労働者派遣法に違反した、または違反していると思われる企業、労災隠しを行った企業は除くこと。
- 6、派遣元で労働・社会保険に加入していない事業所は受け入れないこと。
- 7、派遣元に対して区職員と同一労働同一賃金の原則から同等の賃金条件を求めること。また、区職員と同等の福利厚生を行うよう求め、契約すること。
- 8、派遣労働者に必要な研修は、千代田区が積極的に行うこと。
- 9、千代田区への派遣の受け入れにあたっては、労働者派遣法を遵守すること。
- 10、派遣労働者の安全衛生については、千代田区として徹底すること。また、派遣元についても、安全衛生に努めるよう求めること。
- 11、派遣労働者に関する諸問題については、区当局が責任を負い、派遣元と処理を行うこと。

以上